

市第 131 号議案

「首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更 することについての同意」について

令和 5 年 9 月 6 日に施行された「道路整備特別措置法等の一部改正」に基づき、首都高速道路株式会社から本市に対し、高速道路事業の許可事項である料金の徴収期間を変更することについて同意を求める申請がありましたので、お諮りするものです。

1 議案の趣旨

首都高速道路株式会社が行う高速道路事業について、道路整備特別措置法に基づいて国土交通大臣の許可を受けた事項の一部を変更するにあたり、本市の同意を求められたのでこれに同意する。

2 提案理由

道路整備特別措置法の規定により、本市が同意しようとするときは、議会の議決を経なければならないため、提案する。

※根拠法令の条文は議案書 283 及び 284 ページに記載

3 議案の概要

(1) 対象路線

- ア 神奈川県道高速横浜羽田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）
- イ 神奈川県道高速湾岸（金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで）
- ウ 横浜市道高速 1 号線 [三ツ沢線]
- エ 横浜市道高速 2 号線 [狩場線]
- オ 横浜市道高速湾岸線 [大黒線]
- カ 横浜市道高速横浜環状北線
- キ 横浜市道高速横浜環状北西線

(2) 変更内容

現行の事業許可において、令和 47 年 9 月 30 日までとされている料金の徴収期間を令和 56 年 3 月 20 日まで延長する。

首都高速道路株式会社の料金徴収期間の延長について

1 経緯

令和5年 6月7日	道路整備特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という）の公布
9月6日	改正法の施行
12月20日	首都高速道路㈱から横浜市に対して、「高速道路事業の許可事項である料金の徴収期間を変更すること」について同意申請

2 料金徴収期間の延長について

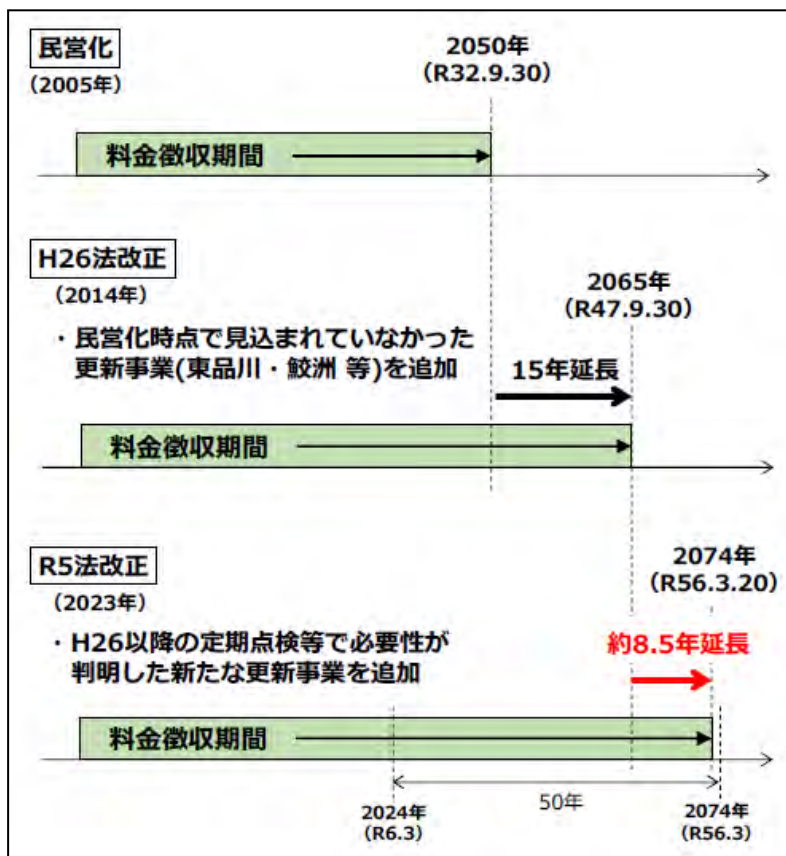
（1）料金徴収期間の延長に係る改正法の内容

- ア 債務返済期間（国土交通大臣への許可申請日から50年以内）の設定
- イ 料金徴収期限を最長で令和97年9月30日まで延長

（2）首都高速道路の料金徴収期間の延長

平成24年の笹子トンネルの事故を受け、首都高速道路では平成26年に、劣化の著しい約64kmで更新事業を実施するため、料金徴収期間を15年延長しました。

その後、新たに更新が必要な箇所が約22km判明し、このたびの法改正を踏まえ、更新事業費約3,000億円の財源確保のため、料金徴収期間を約8.5年延長するものです。



料金徴収期間の延長イメージ（首都高速道路株式会社より提供）